

## 精神保健福祉法改正法案、今国会成立へ



精神を病む患者の社会復帰を促すほか、保護者の負担を軽くすることを目的とした精神保健福祉法改正案が30日の参院厚生労働委員会で、修正のうえ賛成多数で可決された。患者の入院基準を緩和する改正点について、患者の権利が十分に守られないとの懸念が患者の支援者らから出されたため、患者の意思をくみ取る仕組みを検討事項に加えた。衆院を経て

今国会で成立する見通し。

改正法では、患者の退院を支援し、地域で生活できるよう相談者をつけることなどを病院に義務づける。高齢の親らの大きな負担だった、患者に治療を受けさせるといった保護者の義務は廃止する。入院の必要があるが、本人に病気との意識がない患者の入院はこれまで、決められた1人の保護者の同意が必要だった。改正後は、3親等内の家族のいずれかの同意で可能になる。退院を請求できる対象も3親等内に広げる。

一方、同意できる対象の拡大で、本人の意思に反した入院が増えるのではとの不安の声が出ていた。このため自民、公明、民主などが修正を協議し、施行後3年をめどに患者の思いを実現していく仕組みについて検討することで一致した。

1年以上入院する精神科の患者は20万人を超える。 (朝日新聞 5月31日)

### ＜修正案要綱＞

この法律の施行後3年を目途として検討を加えるべき事項に、精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方を追加すること。

## 参院先議の障害者雇用促進法など改正2法案可決

参院厚生労働委員会は30日、政府提出の障害者雇用促進法と精神保健・精神障害者福祉法(修正案)の改正2法案について採決し、賛成多数で可決した。限られた会期日程の中で、政府は効率的な審議の進行を優先して両法案を参院先議としており、後日、参院の本会議で可決した後、衆院へ送られ、今国会で成立する運びだ。2018年度から企業などに対する精神障害者の雇用が義務付けられる。

法改正のポイントは、

- ①「障害者」の定義に、従来の心身障害者に精神障害者を加える
- ②障害者差別の禁止に向け、企業側に「合理的配慮」を求め、紛争処理制度を設ける
- ③法定雇用率の算定に精神障害者も加えるのは、5年後の2018年度からとする「激変緩和措置」を設ける一の3点。

(5月30日アドバンスニュース)

